

地区計画区域内の届出について

地区計画の区域内においては、都市計画法第58条の2の規定により、次の行為を行おうとする方は、当該行為に着手する日の30日前までに所定の届出書により必要な書類を添付して、市長に届け出る必要があります。したがって、当該区域内においては、届出事項が地区計画の内容に適合するように計画しなければなりません。

また、届出後に、設計又は施行方法の変更を行う場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

1 届出が必要な行為

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途の変更（施行令第38条の4参照）
- (5) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- (6) 木竹の伐採
- (7) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2 届出に必要な図書【2部】

● 届出書

● 委任状（代理人による届出の場合）

※委任者の押印が必要です。

※変更の届出の場合も委任状が必要となります。

● 図面（下表のとおり）

※下表に示すほか、その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図、登記事項証明書など）

行為の種類	図 面	備 考
(1) 土地の区画形質の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図 1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図 1/100以上	
(2) 建築物の建築 (3) 工作物の建設 (4) 建築物等の用途の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図 1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示 （かきさくの制限がある場合、位置、構造も表示） （地区施設や歩道状空地、緑地帯の制限がある場合は位置を表示）
	平面図 1/50以上	各階のもの（建築物等の用途の制限で遮音性能に関する制限がある建具は等級等を表示）
	立面図 1/50以上	2面以上（形態意匠の制限がある場合は外壁、屋根等の色彩を表示）※詳細は裏面の注意事項⑦をご確認下さい。
	緑化計画図 1/100以上	敷地内における建築物の緑化施設の位置、樹種及び面積を表示 （緑化率の制限がある地区のみ）
	居室の外部建具の遮音性能がわかる資料	制限内容と同等以上の性能が表記されたカタログや一般社団法人日本サッシ協会が公表している性能情報、試験成績書等（建築物等の用途の制限において、建具に制限がある場合のみ）
	認定通知書	優れた地域環境に特に寄与すると認めたものとして街づくり推進課で発行したもの（建築物等の用途の制限において、市長の認定が必要となる場合のみ）
(5) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図 1/100以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図 1/50以上	2面以上（形態意匠の制限がある場合は外壁、屋根等の色彩【マンセル表色系が望ましい】を表示）

行為の種類	図 面	備 考
(6) 木竹の伐採	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図 1/1,000以上	当該土地の区域並びに当該区域を表示
	施行図 1/100以上	施行方法を明らかにするもの
(7) 土石、廃棄物 又は再生資源 の堆積	案内図	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図 1/2,500以上	当該堆積を行う土地の区域を表示

〔注意事項〕

- ① 2世帯住宅等を計画している場合は、届出書の「(viii) 用途」の欄に「共同住宅（2世帯住宅）」と記載してください。
- ② 図面の縮尺については、建築確認申請用の図面と同じものとします。
- ③ 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。
- ④ 敷地の過半が地区整備計画区域内に属さず、かつ建築物等が地区整備計画区域にかからない場合の添付図書は、案内図及び配置図のみとします。
- ⑤ 都市計画法第29条の許可を要する場合は、「土地の区画形質の変更」についての届出は必要ありません。
建築行為等を行う時点で、「建築物の建築」、「工作物の建設」等についての届出を行ってください。
- ⑥ 「建築物の緑化率の最低限度」が定められている地区について、緑化施設の面積は都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定してください。
- ⑦ 各地区計画の形態又は色彩その他の意匠の制限に係る**色彩の表記**について

地区計画の名称	色彩の表記方法
渋谷北部地区地区計画	(制限はありません)
南林間駅西地区地区計画	色の系統、種類による表記 (例：ホワイト系、グレー系 等)
神明若宮地区地区計画	
渋谷南部地区地区計画	
千本桜地区地区計画	
大和駅東側第4地区地区計画	
下鶴間高木地区地区計画	
下鶴間山谷北地区地区計画	マンセル値による表記 (例：5Y 3.0/4.0 等)
つきみ野6丁目地区地区計画	
下福田地区地区計画	
下鶴間山谷南地区地区計画	
中央森林東側地区地区計画	

その他詳しいことは、大和市役所 街づくり計画課 都市計画係 ℡046 (260) 5443 (直通) にお問い合わせ下さい。